

店頭外国為替証拠金取引 インターネット取引説明書

お客様各位

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法（以下、「法」といいます）第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第2号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変、経済指標発表前後、流動性の低下時等は、ビッド価格とアスク価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

取引システム又は金融商品取引業者およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

取引に係る手数料（以下、「手数料」といいます）は、マイメイトは無料です。トライオートFXは、自動売買取引の場合、1,000通貨あたり片道20円（税込）（0.2/米ドル/スイスフラン/NZドル/英ポンド/豪ドル）を上限として取引成立と同時にマークアップ手数料として徴収します。手数料は、取引数量に応じて、また通貨の組合せにより異なります。手数料の詳細につきましては、取引要綱をご覧ください。

マイメイトは、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量1,000通貨ごとに1円（税込）をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれております。

なお、トライオートFXは投資顧問契約を締結していただく必要はございません。

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、下記のカバー取引先とカバー取引を行います。

本取引は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。

お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額＋評価損益相当額）は、株式会社三井住友銀行との顧客分別金信託および顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座（以下、「信託口座」といいます）にて、当社の財産とは区分して管理します。

カバー取引先（トライオート FX）

■ドイツ銀行

（銀行業：ドイツ連邦金融監督局）

■ゴールドマン・サックス・インターナショナル

（証券業：英金融行為機構および英健全性規制機構）

■シティバンク、エヌ・エイ

（銀行業：米国の金融監督当局、英金融行為機構および英健全性規制機構）

■バークレイズ銀行

（銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構）

■ユービーエス・エージー

（銀行業：スイス連邦金融市場監督機構）

■コメルツ銀行

（銀行業：ドイツ連邦金融監督局）

■モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル

（金融商品取引業：英金融行為機構および英健全性規制機構）

■J P モルガン・チェース・バンク N. A.

（銀行業：米国の金融監督庁）

■BNPパリバ

（銀行業：フランス金融市場庁）

■クレディ・スイスAG

（銀行業：スイス連邦金融市場監督機構）

■ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー

（銀行業：米国の金融監督当局）

■バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ

（銀行業：米国の金融監督当局）

■360TGTx. inc

（金融機関向け外国為替電子取引事業者：ドイツ連邦金融監督局）

■スタンダードチャータード銀行

（銀行業：英金融行為機構および英健全性規制機構）

■シタデル セキュリティーズエルエルシー (Citadel Securities LLC)

(金融機関向け外国為替電子取引事業者：米金融取引業規制機構)

■エックス・ティー・エックス・マーケット・リミテッド (XTX Markets Limited)

(リクイディティプロバイダー：英金融行為機構および英健全性規制機構)

カバー取引先 (マイメイト)

■ドイツ銀行

(銀行業：ドイツ連邦金融監督局)

■ユービーエス・エージー

(銀行業：スイス連邦金融市場監督機構)

■J P モルガン・チェース・バンク N.A.

(銀行業：米国の金融監督庁)

■クレディ・スイス AG

(銀行業：スイス連邦金融市場監督機構)

■エックス・ティー・エックス・マーケット・リミテッド (XTX Markets Limited)

(リクイディティプロバイダー：英金融行為機構および英健全性規制機構)

■Invast Financial Services Pty Ltd.

(金融サービス業：オーストラリア健全性規制庁)

トライオート FX は、法第 37 条の 6 に規定される書面による解除 (クーリング
オフ) はできません。

マイメイトについてはクーリングオフができます。詳しくは「投資助言に係る
契約締結前の書面」をご確認ください。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引は、法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

【本取引の概要】

本取引は、事前取引金額の一部を証拠金として当社に預けることにより、実際の資金よりも大きな取引が可能となる取引です。取引方法は、買付けた通貨ペアを転売し、もしくは、売付けた通貨ペアを買戻して決済する差金決済方式です。本取引の発注については、パソコンもしくはスマートフォンから自動売買および手動売買（お客様がご自身の裁量で行う売買）によって行うことができます。

※自動売買について詳しくは当社ホームページ等をご覧ください。

※マイメイトの手動売買は、決済注文のみです。

☆取引の方法

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次の通りです。

- a. 取引の対象、取引単位、呼び値の最小変動幅等につきましては、各サービスの取引要綱をご覧ください。なお、各サービスの取引の対象は、流動性の諸事情および当該国の規制等により、全部または一部を、廃止する場合があります。
- b. 当社は、通貨の組合せごとにビッド価格とアスク価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社がお客様に提示するビッド価格とアスク価格は、カバー先からの配信価格や市場環境をもとに当社が生成した独自の価格です。ビッド価格とアスク価格には価格差（スプレッド）があり、アスク価格はビッド価格に比べて常に高い価格となります。なお、スプレッドは、相場急変時や経済指標発表前後、流動性の低下時等は拡大することがあります。また、下記の場合にはレート配信の停止や注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。
 1. 相場急変などにより、当社にレートを供給するカバー先からの流動性が著しく減少した場合。
 2. 当社がレート配信のために生成した価格が直前に配信したレートから一定以上、乖離した場合。
 3. 当社がレート配信のために生成した価格のスプレッドが、当社が配信価格の正常性を判断するためあらかじめ設定したスプレッド幅以上に拡大した場合。
 4. その他、当社が市場急変などの理由により、正確な価格配信が困難と判断した場合。

レート配信停止後、前述の配信停止の原因が解消され、当社が安定的に正しいレート配信が可能と判断した場合、レート配信を再開します。レート停止中の市場の動向によっては、

レート配信再開時の価格がお客様の口座のロスカット水準を大きく割り込んで再開する場合があります、再開と同時にお客様の建玉がロスカットの対象となる可能性があります。また、ロスカット水準を大きく下回ってロスカットされ、お預かりしている証拠金以上の損失が発生する場合があります。

- c. 建玉は、転売もしくは買戻しすることで決済することができます。
- d. 建玉の転売もしくは買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。
- e. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売り買いともに支払いとなることもあります。
- f. お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。詳しくは、各サービスの取引要綱をご覧ください。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- g. 転売または買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日とします。

☆証拠金

(1) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の証拠金額以上の額が必要になります。

(2) 必要証拠金額

必要証拠金額は、各サービスの取引要綱をご覧ください。

(3) 出金

お客様のご出金につきましては、マイページの出金指示フォームより行ってください。出金指示フォームに表示される出金可能額の範囲で出金を承ります。出金可能額の計算については、各サービスの取引要綱をご覧ください。なお、出金日については当社ホームページをご覧ください。

(4) 差損益金およびスワップポイントの取扱い

お取引の結果生じた差損益金およびスワップポイントについては、下記の通り各サービスの取引口座に反映されます。

(トライオート FX)

双方とも発生日に各サービスの取引口座に反映されます。

(マイメイト)

差損益金は、発生日に取引口座に反映されます。スワップポイントは、当該建玉の決済時に建玉の保有期間に発生したスワップポイントの合計額が取引口座に反映されます。

なお、スワップポイントの取引口座への反映は、システムのタイミングによりお客様ごとに反映時間が異なる場合があります。

(5) ロスカットの取扱い

当社は、一定間隔ごとに本口座の有効比率の確認を行い、有効比率が当社所定の比率に達した場合、下記の通り、ロスカット取引を執行します。

(トライオート FX)

未約定の注文を取消したうえで、全ての建玉を強制決済（ロスカット）します。

(マイメイト)

建玉が複数ある場合、評価損（円換算額）が大きい建玉から順に強制決済（ロスカット）します。有効比率が 100% 超に回復した時点でロスカットの処理は終了します。

※証拠金状況等によっては評価益の建玉も強制決済されます。

※取引の安全のため、ロスカットが発生した建玉を保有していたエージェントの稼働を停止します。

なお、カバー先からのレート配信の停止やシステム障害などにより、当社からお客様へのレート配信が停止した場合、レート配信再開時の価格は停止時の価格から大きく乖離する可能性があります。このため、急激な相場変動やレート配信再開時の価格によっては、証拠金以上の損失が発生する可能性があります。証拠金以上の損失が発生した場合、損失額と証拠金の差額を直ちにご入金いただく必要があります。

ロスカットについて詳しくは、各サービスの取引要綱をご覧ください。

☆決済に伴う金銭の授受

差金決済に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$(\text{売り価格} - \text{買い価格}) \times \text{取引数量} \times \text{円転価格}$

※マイメイトは上記式に累積スワップポイントが加わります。

☆課税上の取扱い

当社は、お客様が本取引について差金決済を行った場合には、原則として、お客様のご住所（所在地）、氏名（法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

① 個人のお客様

本取引に係る利益は、雑所得として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。

す。税率は、所得税 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降 3 年間、繰越することができます。

※復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

② 法人のお客様

各法人の事業年度に応じて損益を計算します。

法人本来の事業活動における損益と外国為替証拠金取引による損益を合算して課税所得を計算します。法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に算入する必要があります。事業年度末日に外国為替証拠金取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失を 7 年間繰越することができます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

お客様は当社と取引を行うに際し、店頭外国為替証拠金取引 契約約款（以下、「契約約款」といいます）第1条の規定に従って当社に口座を開設していただきます。

(2) 注文の指示事項

本取引の注文をするときは、本取引の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- a. 通貨ペア
- b. 売買の別
- c. 新規決済の別
- d. 注文数量
- e. 指値等の指定価格
- f. 注文の有効期間
- g. その他、お客様の指示によることとされている事項

※注文の有効期限はトライオート FX の取引要綱をご覧ください。

※マイメイトの自動売買注文については、お客様の設定をもとにシステムが自動的に指示するものとします。設定について詳しくは当社ホームページをご覧ください。

(3) 証拠金の差し入れ

本取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。

当社がお客様からの証拠金を受け入れたときは、電子メールにて通知します。

(4) 決済の方法

決済の方法については各サービスの取引要綱をご覧ください。

(5) 両建て取引について

本取引において、両建て取引を行うことは可能ですが、両建て取引は、スワップポイントが損計算になること、売買価格差や証拠金を二重に負担することなど、経済的合理性を欠くおそれがある取引であることにご留意ください。

(6) 取引の成立

注文をした本取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書等をお客様に交付します。

(7) 手数料

各サービスの取引要綱をご覧ください。

(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様からのご請求の有無に関わらず、取引成

立の都度および月または四半期*ごと（以下、「報告対象期間」といいます）にお客様の報告対象期間において成立した取引、報告対象期間の末日における建玉、証拠金状況等を記載した報告書を作成し、お客様に交付します。

※マイメイトの報告対象期間は、取引成立の都度および月ごととなります。

トライオートFXの報告対象期間は、取引の成立の都度および四半期ごととなります。

（９）電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付は、原則、電磁的方法にて交付しますので、その旨ご承諾ください。

- （10）当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義がある場合は、速やかに当社までご連絡ください。特に、取引の都度交付する書面の内容は、その報告書の作成基準日の翌営業日までに、ご照会や異議の申し立て等がない場合には、その内容にてお客様がご了承いただいたものとします。

サポートセンター TEL：0120-659-274 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・元日を除く。祝日は対応しております。）

☆禁止行為

金融商品取引業者は、店頭外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約に関する下記の行為を行うことについて、法で禁止されています。

- （１）金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- （２）お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為。
- （３）金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「内閣府令」といいます）で定める継続的取引関係にあるお客様に対する受託契約等の締結の勧誘および外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための受託契約等の締結の勧誘は除きます。
- （４）金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受けける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- （５）金融商品取引契約の締結の勧誘を受けたお客様が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引続き受けることを希望しない旨の意思を含みます）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- （６）金融商品取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- （７）店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらか

じめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。

- (8) 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- (9) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- (10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明を行わないこと。
- (11) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- (12) 金融商品取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます）。
- (13) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為。
- (14) 金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- (15) 金融商品取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または委託証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- (16) 金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。
- (17) あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為。
- (18) 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠

金取引をする行為。

- (19) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、通貨ペア、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結するものを除きます）。
- (20) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う当該店頭外国為替証拠金取引の売付けまたは買付けと対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- (21) 店頭外国為替証拠金取引につき、お客様が預託するする証拠金額（計算上の損益を含みます）が、金融庁長官が定める額（個人の場合は想定元本の4%、以下同様）に不足する場合に、取引成立後直ちにお客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。
- (22) 店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます）が、金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること。
- (23) お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること。
- (24) お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます）。
- (25) お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。

☆本取引に関する用語解説

（１）相対取引

取引所などを介さず、売り手と買い手が直接取引することです。取引方法や取引価格

は、当事者間で決まります。

(2) インターバンク市場

取引参加者が銀行を中心とした金融機関に限定された市場のことをいいます。

(3) Ask (アスク)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。

(4) 円高

外国通貨に対して円が上昇していることです。

(5) 円安

外国通貨に対して円が下落していることです。

(6) 逆指値 (ストップ) 注文

売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように売買価格を指定する注文です。この注文は、市場で指定価格がつくと成行注文に変わりますので、指定価格で売買できない場合もあります。

(7) 金融商品取引業者

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

(8) 裁判外紛争解決制度

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

(9) 金融商品取引法

投資者の保護等を目的として、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定めること等により、金融商品等の取引等を公正にし、金融商品等の公正な価格形成等を図るために定められた法律です。

(10) クロス取引

米ドルを介さない通貨の為替取引のことです。例えばユーロ／円や英ポンド／円、豪ドル／円などは、クロス取引になります。そこで適用されるレートを「クロスレート」と呼びます。

(11) 裁定取引 (アービトラージ)

2つの商品間や市場間に生じた一時的な価格差を利用して、売付取引と買付取引を同時に行うことにより、利益を得ようとする取引のことです。鞘取りともいいます。

(12) 差金決済

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

(13) 指値注文（リミット注文）

売買注文を出すときに「いくら以下なら買いたい、いくら以上なら売りたい」というように価格を指定する注文です。

(14) 一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品取引業者の適正円滑な運営を確保することにより、委託者等の保護と金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とした自主規制団体です。金融庁長官により監督されています。

(15) スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

(16) 証拠金

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

(17) 建玉

売買の新規取引を行った後、決済を行っていない通貨や数量などのことです。売っている状況を売建玉、買っている状況を買建玉といいます。ポジションともいいます。

(18) ニューヨーククローズ（NYCL）

ニューヨーク市場の取引終了時のこと、またはその時点のレートのことです。為替相場は24時間取引のため、NYCLが1日の取引の終了とみなされます。

(19) Bid（ビッド）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。

(20) 約定（やくじょう）

取引が成立することです。（約定日＝成立した日・約定価格＝成立した価格）

(21) 両建て取引

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

(22) レバレッジ

少額の投資資金で、大きなリターンが期待できることをレバレッジ効果と呼んでいます。外国為替証拠金取引では、例えば10万円の証拠金に対して100万円分の取引をした場合、レバレッジ比率は10倍となります。

(23) ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。ただし、急激な相場変動時には、損失が証拠金預託額を上回るおそれがあります。

(24) ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

(25) スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格またはお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

☆金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決

(1) 当社の概要

- ①商 号：インヴァスト証券株式会社
- ②住 所：東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
- ③登録番号：関東財務局長（金商）第26号
- ④設立年月日：1960年8月10日
- ⑤資本金：30億円
- ⑥代表者氏名：代表取締役社長 川上 真人
- ⑦業務の種類：第一種金融商品取引業
第二種金融商品取引業
投資助言業
- ⑧加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

①店頭外国為替証拠金取引

当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」、「マイメイト」のオンライン取引を提供しています。なお、「マイメイト」は、投資助言業にも該当します。

②取引所為替証拠金取引

東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく365」のオンライン取引を提供しています。

③店頭CFD（店頭デリバティブ）取引

当社とお客様とが相対で行う店頭CFD（店頭デリバティブ）取引「トライオートETF」のオンライン取引を提供しています。

(3) お問い合わせ・苦情受付窓口

当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。

サポートセンター

〒105-0003 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号

TEL 0120-659-274 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・元日を除く。祝日は対応しております。）

(4) 苦情処理および紛争解決～ 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

TEL 0120-64-5005

URL <https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

以上

2022年1月17日

トライオートFX 取引要綱

2022 年 6 月 22 日作成

2022 年 7 月 4 日交付

取引の内容	店頭外国為替証拠金取引
取引時間	《通常期間（11 月第一日曜日～3 月第二日曜日）》 月曜日午前 7 時～土曜日午前 6 時 《米国サマータイム期間（3 月第二日曜日～11 月第一日曜日）》 月曜日午前 7 時～土曜日午前 5 時 ※ただし、火曜日から金曜日の午前 6 時 40 分～午前 7 時 10 分 （米国サマータイム期間は午前 5 時 40 分～午前 6 時 10 分）の 間は、システムメンテナンス時間のため取引はできず、約定も いたしません。
取扱通貨ペア	米ドル/円 ユーロ/円 英ポンド/円 豪ドル/円 カナダドル/円 スイスフラン/円 NZ ドル/円 南アランド/円 トルコリラ/円 ユーロ/米ドル 英ポンド/米ドル 豪ドル/米ドル NZ ドル/米ドル ユーロ/豪ドル ユーロ/英ポンド 豪ドル/NZ ドル 米ドル/スイスフラン
最小変動幅	《対円通貨ペア》 0.001 《上記以外の通貨ペア》 0.00001

	※各通貨ペアの最小変動幅は上記に記載の通りで、最小変動幅あたり、「最小変動幅×取引通貨単位（円/米ドル/スイスフラン/NZドル/英ポンド/豪ドル）」の差損益金が発生します。											
最小取引単位	1,000 通貨（南アランド/円は、10,000 通貨）											
レバレッジ	《個人》 最大 25 倍 《法人》 毎週見直しされ変動します。詳しくは「必要証拠金の算出方法」をご覧ください。											
必要証拠金の算出方法	《個人》 各通貨ペアの基準価格（毎営業日の終値）を基に取引額の 4%以上となるように翌営業日の必要証拠金額を算出 《法人》 各通貨ペアの基準価格（毎営業日の終値）×為替リスク想定比率＝翌営業日の必要証拠金額 ※為替リスク想定比率とは、金融先物取引業協会が過去の価格の値動きを元に算出する証拠金率です。毎週、金曜日に発表され、翌々週に適用します。 ※個人、法人ともに両建て時の必要証拠金は、通貨ペアごとに、売りポジションと買いポジションのそれぞれの必要証拠金額を比較し大きい方の金額となります。											
出金可能額の算出方法	証拠金預託額－必要証拠金額－発注証拠金額－出金指示額の金額。 ※評価損が発生している場合は上記金額から評価損の金額が差引かれます。											
手数料	手動売買およびロスカットに係るマークアップ手数料は無料です。 自動売買に係るマークアップ手数料は下記表をご覧ください。 (全て税込) <table><tr><td>取引数量</td><td>新規</td><td>決済</td><td>1,000 通貨あたり</td></tr><tr><td>1 万通貨未満</td><td>2.0pips</td><td>2.0pips</td><td>片道 20 円 (対外貨は 0.2 外貨)</td></tr></table>				取引数量	新規	決済	1,000 通貨あたり	1 万通貨未満	2.0pips	2.0pips	片道 20 円 (対外貨は 0.2 外貨)
取引数量	新規	決済	1,000 通貨あたり									
1 万通貨未満	2.0pips	2.0pips	片道 20 円 (対外貨は 0.2 外貨)									

	1 万通貨以上 10 万通貨未満	1.0pips	1.0pips	片道 10 円 (対外貨は 0.1 外貨)						
	10 万通貨以上 50 万通貨未満	0.5pips	0.5pips	片道 5 円 (対外貨は 0.05 外貨)						
	50 万通貨以上	無料								
	※2015 年 9 月 7 日（月）の取引開始以前に発注された 5,000 通貨未満の注文の手数料は 4.0pips です。									
	※自動売買注文を手動決済した場合も上記手数料が発生します。 ただし 2020 年 7 月 17 日以前に発注された建玉の決済手数料は 0 円です。									
	※注文発注時の手数料が適用されます。									
	※約定価格に上記のマークアップ手数料を加味した価格が、取引価格となります（マークアップ手数料は新規および決済の注文が約定した際に徴収します）。									
	(例) 米ドル/円を 5 万通貨売買した場合									
	<table><tr><td rowspan="2">買い</td><td rowspan="2">新規</td><td>約定価格</td><td>取引価格</td></tr><tr><td>115.000</td><td>115.010</td></tr></table>				買い	新規	約定価格	取引価格	115.000	115.010
	買い	新規	約定価格	取引価格						
115.000			115.010							
<table><tr><td rowspan="2">売り</td><td rowspan="2">決済</td><td>約定価格</td><td>取引価格</td></tr><tr><td>118.000</td><td>117.990</td></tr></table>				売り	決済	約定価格	取引価格	118.000	117.990	
売り	決済	約定価格	取引価格							
		118.000	117.990							
(売り取引価格－買い取引価格) × 取引数量 = 取引損益 (117.990 (売り取引価格) － 115.010 (買い取引価格)) × 50,000 (取引数量) = 149,000 円										
プレアラート/アラートメール	有効比率が 150%以下になるとプレアラートメールを、有効比率が 120%以下になるとアラートメールをお客様のご登録メールアドレス宛に送信します。 ※プレアラートおよびアラートメールは、日次処理終了後、初めてプレアラートおよびアラート水準を下回った場合、およびロスカット注文執行後に改めてプレアラートおよびアラート水準を下回った場合に送信されます。 ※市場急変時はアラートメールやプレアラートメールを送信することなくロスカット注文が執行される場合があります。									

ロスカットルール	有効比率が 100%以下となった場合には、全てのポジションを強制決済（ロスカット）し、未約定の注文を取消します。 《確認間隔》 有効比率が 200%超の場合は、約 5 分、200%以下は約 1 分の監視間隔で有効比率を確認します。 ※有効比率の確認間隔は、確認時の有効比率によって随時変更されます。
ロスカットの注意事項	・ロスカットが発生した場合、設定している全ての自動売買の稼働が停止します。 ・ロスカット判定時に有効なレートが配信されている建玉のみロスカットの対象となり、有効なレートが配信されていない建玉はロスカットの対象外となります。なお、ロスカット判定時に有効なレート配信がされていたが、ロスカット実行時に有効なレート配信が行われていない建玉は、有効なレート配信がされ次第、ロスカットが行われます。 ・ロスカット時に新規注文については全て取消されます。決済注文については、有効なレートが配信されている建玉の決済注文のみ取消されます。 ・取引終了直前にロスカットの対象となり、同一営業日内に全建玉の強制決済が完了しなかった場合、未完了のロスカットは、原則翌営業日開始直後に行われます。 ・ロスカット等の判定確認および決済注文は、その時の相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況など）や、対象となる口座数、建玉数および注文の件数などにより、必ずしも上記「確認間隔」の通りに処理が完了するとは限りません。そのため、決済されるレートが注文執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、証拠金以上の損失が発生する可能性があります。 ・証拠金以上の損失が発生した場合、お客様は当社に対して当該不足金の支払い義務が生じることを異議なく承諾し、当該不足金を直ちに本口座にご入金いただくものとします。 ・ロスカット判定はシステムメンテナンス時間を除き、常時行っています。取引開始後、初回のレート配信が行われるまでのロスカット判定は前営業日の終値にて判定します。なお、週初は

	全ての口座の有効比率の計算が完了次第、有効比率 200%以下の口座は 1 分間隔、有効比率 200%超の口座は 5 分間隔で有効比率の監視を行います。 - 取引開始直後または取引終了直前にロスカットになった場合、お客様に提示されていない価格でロスカットされる場合があります。 - トライオート F X で同一銘柄かつ同一売買で保有建玉の合計が 1,000k（100 万通貨）を超える状態でロスカットになると、先カバー注文での約定方式になります。先カバー方式の約定ルールについて詳しくは、【カバー方式と約定ルール】をご覧ください。						
注文等の上限	《手動（マニュアル）売買》 一回あたりの発注上限数量は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>通貨ペア</th><th>発注上限数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> - 米ドル/円 - ユーロ/円 - 英ポンド/円 - 豪ドル/円 - ユーロ/米ドル - 英ポンド/米ドル - 豪ドル/米ドル </td><td> 10,000k (1,000 万通貨) </td></tr> <tr> <td>上記以外の通貨ペア</td><td> 1,000k (100 万通貨) </td></tr> </tbody> </table> 《自動売買》 一回あたりの発注上限数量は全通貨共通で 2,000k（200 万通貨）です。 ※注文件数および建玉数にも上限があります。詳しくは当社ホームページをご確認ください。	通貨ペア	発注上限数量	- 米ドル/円 - ユーロ/円 - 英ポンド/円 - 豪ドル/円 - ユーロ/米ドル - 英ポンド/米ドル - 豪ドル/米ドル	10,000k (1,000 万通貨)	上記以外の通貨ペア	1,000k (100 万通貨)
通貨ペア	発注上限数量						
- 米ドル/円 - ユーロ/円 - 英ポンド/円 - 豪ドル/円 - ユーロ/米ドル - 英ポンド/米ドル - 豪ドル/米ドル	10,000k (1,000 万通貨)						
上記以外の通貨ペア	1,000k (100 万通貨)						

【注文の種類と約定方法】

注文の種類	約定方法
成行注文	価格を指定せずに発注する注文です。当社のシステムに到達後、

	約定処理を行う際の価格で約定します。そのため、レートの変動が大きい時等には、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります（この価格差はお客様にとって有利な場合もあり、不利な場合もあります）。
指値注文	売買注文を出すときに「いくら以下なら買いたい、いくら以上なら売りたい」というように価格を指定する注文です。お客様の指定価格またはお客様の条件を満たした最初の価格※が約定価格となります（この場合、お客様の指定価格よりも有利な価格で約定する場合があります）。 ※月曜日や日次処理終了後の取引開始時等は、お客様の条件を満たした最初の価格が約定価格となります。 （例） ①米ドル/円のアスク価格が 101 円の時に、100 円の米ドル/円の買い指値注文を発注。 ②翌営業日の米ドル/円の開始価格が 99 円の場合、99 円で買い指値注文が約定。 ※発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当社は受注し、受注した時点の次の配信価格から約定判定を開始します。 なお、「自動売買」の買い新規注文を発注し、新規注文約定後、決済の売り指値注文発注時に当社価格が指定価格を上回っていた場合、決済注文は指定価格で約定します。また、「自動売買」の売り新規注文を発注し、新規注文約定後、決済の買い指値注文発注時に当社価格が指定価格を下回っていた場合決済注文は指定価格で約定します（いずれの場合も当社価格よりも不利に約定します）。 （例） ①自動売買で、米ドル/円を新規注文 100 円の買い指値、売り決済指値注文 100.10 円で設定 ②米ドル/円の 100 円の買い指値注文を発注 ③当社アスク価格が 100 円を提示 ④100 円の買い新規指値注文が約定 ⑤当社ビッド価格が 100.20 円を提示 ⑥100.10 円の売り指値注文を発注 ⑦「当社価格 > 売り決済の指定価格」のため、指定価格の 100.10

	円で決済注文が成立 ※発注可能な指定価格に制限があります。詳細はホームページまたは操作マニュアルをご覧ください。
逆指値注文	売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように価格を指定する注文です。105 円で米ドル／円の買建玉を持っているお客様が、104 円以下になるようであれば損失限定のために売り決済したいと考えた場合、「104 円の売り逆指値注文」という形で発注します。この注文は、買注文の場合はアスク価格が指定価格以上となった場合に、売注文の場合はビッド価格が指定価格以下となった場合に成行注文の執行を行う注文です。このため、お客様の指定価格と大きく乖離した価格で注文が約定する場合があります（この場合、お客様の指定価格よりも不利な価格で約定する場合があります）。 ※発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当社は受注し、受注した時点の次の配信価格から約定判定を開始します。 なお、「自動売買」の買い新規注文を発注し、新規注文約定後、決済の売り逆指値注文発注時に当社価格が指定価格を下回っていた場合、決済注文は注文受信時の当社価格で約定します。また、「自動売買」の売り新規注文を発注し、新規注文約定後、決済の買い逆指値注文発注時に当社価格が指定価格を上回っていた場合、決済注文は注文受信時の当社価格で約定します。（いずれの場合も指定価格よりも不利に約定する場合があります）。 （例） ①自動売買で、米ドル/円を新規注文 100 円の買い指値、売り決済逆指値注文 99.90 円で設定 ②米ドル/円の 100 円の買い指値注文を発注 ③当社アスク価格が 100 円を提示 ④100 円の買い新規指値注文が約定 ⑤当社ビッド価格が 99.80 円を提示 ⑥99.90 円の売り逆指値注文を発注 ⑦「当社価格<売り決済の逆指値の指定価格」のため、当社価格の 99.80 円で決済注文が成立

	※取引開始直後や取引終了直前に逆指値注文の指定価格が条件を満たした場合、タイミングによってはお客様に提示されていない価格で約定することがあります。 ※発注可能な指定価格に制限があります。詳細はホームページまたは操作マニュアルをご覧ください。
IFD（イフダン）注文	新規注文と同時に、その新規注文が成立した場合に有効になる決済注文をセットで出す注文方法です。
OCO（オーシーオー）注文	新規買い指値注文と新規買い逆指値注文、または決済売り指値注文と決済売り逆指値注文などのように、2種類の指値（もしくは逆指値）注文を同時に出しておき、いずれか一方が成立したら自動的にもう一方がキャンセルとなる注文方法です。
IFO（イフダンオーシーオー）注文	IFD と OCO を組み合わせた注文方法です。 新規注文と同時に、その新規注文が成立した場合に有効になる2種類の決済注文（利益確定のための「指値注文」と損失限定のための「逆指値注文」）をセットで出す注文方法です。
一括決済注文 ※決済する建玉件数が 100件を超える場合は ご利用できません。	1. 建玉指定一括決済 保有する建玉を複数選択して一括で決済する注文です。 2. 全決済注文 通貨ペアの売買別、自動売買グループごとに保有する建玉全てを一括で決済する注文です。（保有する全ての建玉を決済する注文ではありません） 3. 全建玉一括決済注文（スマートフォンのみ） 同一通貨ペアにおいて保有する建玉を一括で決済する注文です。（自動売買で保有する建玉は決済されません） 4. 売建玉一括決済注文（スマートフォンのみ） 同一通貨ペアにおいて保有する売建玉を一括で決済する注文です。（自動売買で保有する建玉は決済されません） 5. 買建玉一括決済注文（スマートフォンのみ）

	同一通貨ペアにおいて保有する買建玉を一括で決済する注文です。（自動売買で保有する建玉は決済されません）
FIFO 注文	新規・決済を指定せずに注文を発注します。 発注時、同一通貨ペアの建玉を何も保有していないときは自動的に新規注文となり、建玉を保有しているときは自動的に決済注文となります。 自動的に決済注文となった場合、決済する建玉は約定日時が古いものから順番に決済となります。
両建注文	注文は全て新規注文となります。 売建玉（買建玉）を保有している状態で、同じ通貨ペアの買建玉（売建玉）を保有することができます。

【注文の有効期限】

- ・マニュアル注文の有効期限は以下の通りです。

DAY	注文の有効期限を当日の取引終了時刻に設定する注文です。
WEEK	注文の有効期限を週末の取引終了時刻に設定する注文です。
日時指定	注文の有効期限の日時を任意に設定する注文です。
GTC（ジー・ティー・シー）	取消しするまで有効となる注文です。

- ・自動売買注文の有効期限は GTC のみです。

【指値/逆指値注文発注時の価格指定方法】

- ・マニュアル注文：価格を指定して発注できます。
 - ・自動売買注文：pips（値幅）で指定して発注します。
- ※ 注文照会画面での注文訂正時は価格で指定します。

【カバー方式と約定ルール】

- （１）当社はお客様から受注した注文が約定した場合には、当社の為替リスクを縮小させるためにカバー先でカバー取引を行い、当社の保有ポジションを減少、もしくは全ての保有ポジションを解消します（以下、「後カバー方式」といいます）。この場合のカバー先の選択は、カバー価格などカバー先の状況により決定します。なお、当社がお客様から受注しカバー先でカバー取引を執行するまでの間に保有する未カバーポジションの上限額について

は、経営会議にて随時見直しを行い決定し、日々の最大未カバーポジションについても管掌役員の承認を得て決定しています。また、当社は、カバー注文の発注前にお客様から売り注文と買い注文を受注した場合、当該注文を相殺し、相殺した注文についてはカバー注文を行いません。

ただし、相場の急激な乱高下時等には、お客様からの受注後、カバー先金融機関にカバー注文として発注し、その後お客様の約定価格を一定のルールに従い決定する方法を採用する場合があります（以下、「先カバー方式」といいます）。なお、当社は速やかにカバー方法の変更をマイページなどでお知らせしますが、緊急時は事後のお知らせとなる場合があります。詳細は(2)をご参照ください。

※相場の急激な乱高下時は、お客様に事前に通知することなくカバー方式を先カバー方式に変更する場合があります。

- (2) 当社が先カバー方式を採用した場合、当社は、お客様からの注文の受注後、カバー先金融機関にカバー注文として発注します。先カバー方式におけるお客様の約定価格は、カバー先で約定した価格に 0.2pips～最大 5.0pips(以下、「マークアップ」といいます)を上乗せした価格となります。なお、先カバー方式の採用時に、当社がお客様から一定時間内に売り注文と買い注文の双方を受注した場合のお客様の約定価格は以下の通りです。

①売り注文と買い注文が同数量の場合

当社はカバー先金融機関にカバー注文を発注しません。約定価格は当社がカバー先金融機関から受信する価格の仲値±マークアップです。

(例) 当社価格が 105.150-160、マークアップが 1.0pips の場合

売り注文の約定価格 105.145 (105.155-0.01)

買い注文の約定価格 105.165 (105.155+0.01)

②売り注文と買い注文の数量が異なる場合

当社は、売り注文と買い注文の数量の差分をカバー先金融機関にカバー注文として発注します。お客様の約定価格はカバー価格±マークアップとなります。

(例) 一定時間内に 10 万通貨の売り注文と 5 万通貨の買い注文を受注し、カバー価格

105.150、マークアップ 1.0pips の場合

お客様の売り注文の約定価格 105.140

お客様の買い注文の約定価格 105.160

(例) 一定時間内に 45 万通貨の売り注文と 60 万通貨の買い注文を受注し、買いカバ

ー価格 105.355、マークアップ 0.5pips の場合

お客様の売り注文の約定価格 105.350

お客様の買い注文の約定価格 105.360

※注文手法や約定数量によって約定ルールが異なります。詳しくは当社ホームページを

ご覧ください。

- (3) 先カバー方式による約定は、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合があります。この際、実際の約定レートがおお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大し、証拠金額を上回る損失が発生することがあります。
- (4) マークアップ幅はマーケット状況により変動します。また、当社は個人、法人を問わず、契約約款第 28 条第 5 項にしたがって、個別のおお客様の約定方法を後カバー方式から先カバー方式に変更する場合があります。

(5) 約定の訂正等

トライオート FX のお取引について、システム障害発生前にお客様から受注している注文がシステム障害の影響を受けたと当社が判断した場合、本来約定していた価格にて約定をつける措置、あるいは本来の価格との差額もしくは反映されるべき金額を調整金の入出金にて調整する措置等を実施させていただく場合があります。詳しくは、当社ホームページ「システム障害時の対応」をご確認ください。

【トライオート FX の自動売買に関する重要事項】

- (1) 以下の場合は自動売買注文が稼働停止します。
- ①建玉を手動決済した場合。
 - ②ロスカットが発生した場合。
 - ③自動売買の注文がエラーとなり、発注もしくは約定せずに失効した場合。
 - ④注文照会画面から自動売買注文を変更また取消した場合。
- (2) 次の場合、注文がエラーとなり発注もしくは約定しない可能性があります。注文がエラーとなった場合、自動売買注文が稼働停止となり自動で再発注されません。自動売買で成立した建玉を保有している場合は、お客様自身で成行決済を行っていただく必要があります。
- ①カバー先を含むシステム間の回線が切断した場合。
 - ②注文発注時の指値・逆指値価格が以下の場合。
 - ・ 買い注文
カウンター値により発注された指値価格がその時の買い価格（ASK）を上回った場合
またフォロー値による発注された逆指値価格がその時の買い価格（ASK）を下回った場合。
 - ・ 売り注文
カウンター値により発注された指値価格がその時の売り価格（Bid）を下回った場合
またフォロー値による発注された逆指値価格がその売り価格（Bid）を上回った場

合。

③カバー先からの価格配信が停止した場合。

④同グループで複数の自動売買が含まれる発注の場合、全注文の発注、もしくは全注文の取消のいずれかになります。一部のみ注文を受け付けることはありません。

なお、上記は注文がエラーとなる典型的なケースであり、上記以外でも注文がエラーとなる場合があります。

(3) 自動売買の稼働を停止した際に、建玉を保有している場合は、発注済みの決済注文はそのまま有効ですが、手動で決済することも可能です。

(4) 複数の注文を行う場合、利益が大きくなる可能性がある反面、損失が拡大する可能性があります。

(5) 複数の建玉および注文を保有する事により、発注した注文の処理が遅れる場合があります。

(6) トライオート FX では次の取引が可能です。

①マニュアル注文

手動売買での裁量取引です。

②自動売買

あらかじめ設定した、または当社にて設定している売買条件に従って自動的に新規取引と決済取引を繰り返す取引です。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

(7) カウンター（「カウンター」とは、最初の新規注文に対する決済注文約定後、「当該決済注文の取引価格からあらかじめ指定した値幅にマークアップ手数料を加味した価格」または「あらかじめ指定した価格」により、再度自動で行う新規の指値注文をいいます。以下、同様）およびフォロー（「フォロー」とは、最初の新規注文に対する決済注文約定後、「当該決済注文の約定価格からあらかじめ指定した値幅に発注時のスプレッドを加味した価格」により、再度自動で行う新規の逆指値注文をいいます。以下、同様）は、下記状況の場合、設定が変更され下記の通りに発注されます。

①買い注文

- ・発注時に、カウンター値により発注される買い指値注文の指定価格と当社価格を比較し、指定価格が当社価格を上回っていた場合、システムが自動的に当該指値注文を逆指値注文に変更し、発注します。

※指定価格に変更はございません。

※カウンターとフォローを両方設定していた場合、フォローの逆指値注文は発注されません。また、当該注文は発注待ちの注文であるため、ご注文の履歴等に変更等の履歴は表示されませんので、ご注意ください。

- ・発注時に、フォロー値により発注される買い逆指値注文の指定価格と当社価格を比較

し、指定価格が当社価格を下回っていた場合、システムが自動的に当該逆指値注文を指値注文に変更し、発注します。

※指定価格に変更はございません。

※カウンターとフォローを両方設定していた場合、カウンターの指値注文は発注されません。また、当該注文は発注待ちの注文であるため、ご注文の履歴等に変更等の履歴は表示されませんので、ご注意ください。

②売り注文

- ・発注時に、カウンター値により発注される売り指値注文の指定価格と当社価格を比較し、指定価格が当社価格を下回っていた場合、システムが自動的に当該指値注文を逆指値注文に変更し、発注します。

※指定価格に変更されません。

※カウンターとフォローを両方設定していた場合、フォローの逆指値注文は発注されません。また、当該注文は発注待ちの注文であるため、ご注文の履歴等に変更等の履歴は表示されませんので、ご注意ください。

- ・発注時に、フォロー値により発注される売り逆指値注文の指定価格と当社価格を比較し、指定価格が当社価格を上回っていた場合、システムが自動的に当該逆指値注文を指値注文に変更し、発注します。

※指定価格に変更されません。

※カウンターとフォローを両方設定していた場合、カウンターの指値注文は発注されません。また、当該注文は発注待ちの注文であるため、ご注文の履歴等に変更等の履歴は表示されませんので、ご注意ください。

上記のようにシステムが自動的に注文を変更して発注した場合、当初の注文を発注する前に注文を変更しているため、ご注文の履歴等に変更等の履歴は表示されませんので、ご注意ください。

- (8) 指値注文は、月曜日の取引開始時、および日次処理後の取引再開時などを除いて指定価格で約定します。指値の条件を最初に満たした価格が指定価格と離れていた場合でも指定価格で約定するため、指定価格と最初に条件を満たした価格の差額は、お客様にとって不利な価格差となります。

- (9) 取引画面のチャート価格は参考値となります。

- (10) 自動売買で発注された注文の変更・取消には、売買方針等によって制限があります。自動売買の仕組みや操作方法については、必ず当社ホームページおよびトライオート FX 操作マニュアルをご覧ください。

以上

マイメイト 取引要綱

2022 年 6 月 22 日作成

2022 年 7 月 4 日交付

取引の内容	店頭外国為替証拠金取引
取引時間	《通常期間（11 月第一日曜日～3 月第二日曜日）》 月曜日午前 7 時～土曜日午前 6 時 《米国サマータイム期間（3 月第二日曜日～11 月第一日曜日）》 月曜日午前 7 時～土曜日午前 5 時 ※ただし、火曜日から金曜日の午前 6 時 55 分～午前 7 時 5 分（米国サマータイム期間は午前 5 時 55 分～午前 6 時 5 分）の間は、システムメンテナンス時間のため取引はできず、約定もいたしません。また、入出金依頼も行うことはできません。
取扱通貨ペア	米ドル/円 ユーロ/円 英ポンド/円 豪ドル/円 カナダドル/円 スイスフラン/円 NZ ドル/円 南アランド/円 ユーロ/米ドル 豪ドル/米ドル 英ポンド/米ドル 米ドル/スイスフラン NZ ドル/米ドル ユーロ/英ポンド ユーロ/豪ドル 豪ドル/NZ ドル
最小変動幅	《対円通貨ペア》 0.001 《上記以外の通貨ペア》 0.00001 ※各通貨ペアの最小変動幅は上記に記載の通りで、最小変動幅あたり、「最小変動幅×取引通貨単位（円/米ドル/スイスフラン

	/NZ ドル/英ポンド/豪ドル)」の差損益金が発生します。
最小取引単位	0.1 Lot = 1,000 通貨 (0.1 万通貨) (南アランド/円は、0.1 Lot = 1 万通貨)
最小取引数量	0.5 Lot = 5,000 通貨 (0.5 万通貨) (南アランド/円は、0.5 Lot =5 万通貨)
レバレッジ	《個人》 最大 25 倍 《法人》 毎週見直され変動します。詳しくは「必要証拠金の算出方法」をご覧ください。
必要証拠金の算出方法	《個人》 各通貨ペアの基準価格（毎営業日の終値）を基に取引額の 4%以上となるように翌営業日の必要証拠金額を算出します。 《法人》 各通貨ペアの毎営業日の終値に対し、為替リスク想定比率（※1）を加味した金額（円換算額）を適用します。 ※1 為替リスク想定比率とは、金融先物取引業協会が過去の価格の値動きを元に算出する証拠金率です。毎週、金曜日に発表され、翌々週に適用します。 ※証拠金額の変更は、保有建玉にも適用されます。 ※個人、法人ともに両建て時の必要証拠金は、通貨ペアごとに、売りポジションと買いポジションのそれぞれの必要証拠金額を比較し、大きい方の金額となります。
出金可能額の算出方法	証拠金預託額－必要証拠金額－発注証拠金額－出金指示額の金額。 ※評価損（評価損益＋未実現スワップの合計額が、損計算となっている場合）が発生している際は、上記金額から評価損の金額が差引かれます。
手数料	新規・決済注文ともに無料です。 ただし、0.1Lot = 1,000 通貨ごとに 1 円（税込）、投資助言報酬がかかります。（スプレッドに含まれます。）
アラートメール	有効比率が 120%以下になるとアラートメールをお客様のご登録メールアドレス宛に送信します。

	※お客様のメール受信設定によってはアラートメールが届かない場合があります。 ※アラートメールは、日次処理終了後、初めてプレアラートおよびアラート水準を下回った場合、12 時間毎に継続してアラート水準を下回った場合およびロスカット注文執行後に改めてプレアラートおよびアラート水準を下回った場合に送信されます。 ※市場急変時はアラートメールを送信することなくロスカット注文が執行される場合があります。
ロスカットルール	有効比率が 100%以下となった場合には、評価損（円換算額）の大きい建玉から順に強制決済（ロスカット）します。 有効比率が 100%超に回復した時点でロスカットの処理は終了します。自動決済後、ただちにロスカット通知メールを送信します。 ※有効比率が 100%超になるまで強制決済が実施されます。 ※証拠金状況等によっては評価益の建玉も強制決済されます。 《確認間隔》 価格変動ごとに有効比率を確認します。
ロスカットの注意事項	・ロスカットの処理をした建玉を保有していたエージェントの自動売買の稼働を停止します。 ・お客様のメール受信設定によってはロスカット通知メールが届かない場合があります。 ・保有建玉数が多い場合はロスカット完了までに時間がかかる場合があります。 ・ロスカット等の判定確認および決済注文は、その時の相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況など）や、対象となる口座数、建玉数および注文の件数などにより、必ずしも上記【確認間隔】の通りに処理が完了するとは限りません。そのため、決済されるレートが注文執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、証拠金以上の損失が発生する可能性があります。 ・証拠金以上の損失が発生した場合、お客様は当社に対して当該不足金の支払い義務が生じることを異議なく承諾し、当該不足金を直ちに本口座にご入金いただくものとします。

注文等の上限	一回あたりの最大発注可能数量は 300Lot = 300 万通貨（南アランド/円は 300Lot = 3,000 万通貨）です。 ※建玉数にも上限があります。詳しくは当社ホームページをご確認ください。
--------	--

【注文の種類】

成行注文のみです。価格を指定せずに発注する注文です。部分約定はしません。

- ・新規注文：エージェントによる自動売買で成行注文のみ
- ・決済注文：エージェントによる自動売買および手動売買で成行注文のみ

【約定の方法】

当社のシステムに到達後、約定処理を行う際の価格で約定します。そのため、レートの変動が大きい時等には、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります（この価格差はお客様にとって有利な場合もあり、不利な場合もあります）。エージェントによる発注が行われた場合でも、カバー先の流動性によっては、提示されていない価格で約定する場合や約定しない場合もあります。

（１）カバー方式

当社はお客様からの注文を受注し、注文が約定した場合には、当社の為替リスクを縮小させるためにカバー先でカバー取引を行い、当社の保有ポジションを減少、もしくは全ての保有ポジションを解消します。

（２）約定の訂正等

マイメイトのお取引について、システム障害発生前にお客様から受注している注文がシステム障害の影響を受けたと当社が判断した場合の対応方法については、当社ホームページ「システム障害時の対応」をご確認ください。

【マイメイトに関する重要事項】

- （１）新規注文は全て自動売買による注文です。手動売買による注文は、決済注文の成行注文のみ可能です（部分決済不可）。
- （２）作成したエージェントや選択したエージェントは、「稼働」を停止することにより設定から外すことができます。稼働を停止した場合、エージェントのシグナルによる注文は停止し自動売買による新規注文および決済注文は発注されなくなります。建玉を保有している際に稼働を停止すると、稼働停止に伴う建玉の決済方法が明示され、「稼働停止と共に決済するか」「建玉を残すか」をお客様自身で選択いただく必要があります。なお、「建玉を残す」選択をされた場合、ロスカット以外では自動的に決済されることはありませんので、必ず、お客様ご自身で決済（成行注文のみ）をしてください。

※取引時間以外にエージェントの稼働を停止することも可能です。エージェントの稼働を停

止した以降はエージェントのシグナルによる新規注文および決済注文は発注されません。
エージェントのシグナルによる建玉を保有した場合には、改めてご自身で決済する必要がありますのでご注意ください。

取引時間につきましては P30 で先に記述の「取引時間」、ホームページにてご確認ください。

- (3) 1 エージェントあたりの最大建玉は 1 つですが、複数のエージェントを組合せた場合、利益が大きくなる可能性がある半面、損失も大きくなる可能性があります。
- (4) エージェントによる自動売買は 1 日 1 回 20 時ごろとなります。お客様により設定いただいた売買方針に基づいて「継続保有」や「何もしない」という判断も行いますので取引しない場合もあります。また、自動売買を行う時間は毎回同じ時間とは限りません。
- (5) 次の場合、選択したエージェントは自動的に稼働を停止します。

- 1. 建玉を手動決済した場合。

- 2. 建玉がロスカットされた場合。

※ロスカット対象となる建玉を発注していたエージェントのみ稼働を停止します。

- 3. 新規注文を発注した際、証拠金不足となった場合。

- 4. 新規注文を発注した際、建玉上限に抵触した場合。

※新規注文が執行中にエージェントの稼働を停止した場合、新規注文のキャンセルは行われません。稼働停止後に約定した場合、その建玉は、必ずお客様ご自身で決済（成行注文のみ）をしてください。

- (6) 次の場合、注文がエラーとなり発注もしくは約定しない可能性があります。

- 1. カバー先金融機関を含むシステム間の回線が切断した場合。

- 2. カバー先金融機関からの価格配信が停止した場合。

- 3. カバー先金融機関の流動性がない場合。

- 4. その他、建玉制限などの理由による場合。

なお、上記は注文が約定しない典型的なリスクであり、上記以外でも注文が約定しない場合があります。

- (7) 新規注文がエラーとなった場合、再発注はされず失効となります。

- (8) 決済注文がエラーとなった場合、再発注を行います。再発注された場合、約定するまでに時間がかかる場合があります。そのため為替市場の動向等によってはエージェントのシグナルが発信された時のレートから大きく乖離した価格で約定する可能性があります。
また再発注を行った結果、約定しない場合もあり、その場合、決済注文は失効します。自動売買注文が失効した場合、次の自動売買の実施時間以降の同条件の売買まで自動売買が行われません。

例：買建玉を保有している状態で、売決済の自動売買注文が失効した場合、次にエージェントの売決済シグナルが発生するまで、自動売買による決済注文は行われません。

※お客様による成行決済注文は可能です（部分決済不可）。

- (9) お客様ご自身で作成したエージェントによる運用の他、他のお客様が作成したエージェントを選択することも可能です。他の方のエージェントを選択した場合、エージェントによる取引は成行注文かつお客様ごとに発注タイミングが異なる場合等があるため、約定価格等が異なる場合があります。
- (10) エージェントの運用成績は、将来の運用成績を保証するものではなく、相場の状況によっては、過去の運用成績を大きく下回るおそれがあります。
- (11) エージェントの疑似的な取引成績は、シグナル配信時の配信レートであり、実際にお客様の注文が約定した時の価格ではありません。そのため、双方の取引履歴には差が生じる場合があります。その他、取引履歴が相違する場合がありますので、詳しくは当社ホームページ等をご覧ください。
- (12) 配信価格には「通常スプレッドモード」と「マークアップゼロモード」があります。
マイメイトポイントを利用することで、注文の約定時に「マークアップゼロモード」の価格を利用することができますが、マイメイトポイントを利用して「マークアップゼロモード」を利用される際は、その利用期間があります。マイメイトポイントやマークアップゼロモードについて、詳しくは当社ホームページ等をご覧ください。
- (13) マイメイトポイント利用規約は別紙をご確認ください。
- (14) 取引の仕組みや操作方法等について、必ず当社ホームページ等をご覧ください。

以上

【別紙】

マイメイトポイント利用規約

本規約は、インヴァスト証券株式会社（以下、「当社」といいます）がユーザに対して、第1条に定義する本サービスを提供するにあたり、その諸条件を定めたものです。ユーザは、本サービスの提供を受けるにあたり、事前に当社が別途規定する「契約約款」、「投資顧問契約」、その他諸規程（以下、「約款等」といいます）を遵守するものとします。なお、ユーザは、本サービスの利用登録が完了する前であっても、本規約に準じてポイントを取り扱うものとします。

第1条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 「ユーザ」とは、本サービスを利用する「オブザーバー」、「オーナー」および「トレーダー」の総称です。
2. 「本サービス」とは、ポイントを獲得し、当該ポイントを利用することができるサービスおよびこれらに付随して当社が提供する管理等のシステムをいいます。
3. 「オブザーバー」とは、当社が提供する店頭外国為替証拠金取引「マイメイト」（以下、「マイメイト」といいます）においてメールアドレスの登録をした者をいいます。
4. 「オーナー」とは、当社のIDとマイメイト口座の接続が完了している者をいいます。
5. 「トレーダー」とは、マイメイト口座と取引口座の接続が完了した者をいいます。
6. 「ポイント」とは、本規約に定める「マイメイトポイント」をいいます。
7. 「付与対象取引等」とは、商品の交換もしくはサービスの利用、またはポイント付与キャンペーンの参加等、当社がポイント付与の対象と認めたものをいいます。

第2条（本サービスの登録）

ユーザが本サービスを利用するためには、事前に当社所定の方法で登録を行う必要があります。

第3条（ポイントの付与）

1. ユーザは、当社が別途定める付与対象取引等を行った場合に、当社からポイントが付与されます。ポイント付与の対象となる付与対象取引等、その他ポイント付与や利用の条件は当社が決定し、当社ホームページ等において告知します。なお、付与対象取引等、ポイント付与・利用の条件が変更された場合も同様とします。
2. トレーダーの登録が行われていないユーザは、ポイントを利用することができません。ポイントの付与タイミングは、当社ホームページをご覧ください。
3. ポイント付与の可否、付与するポイント数、その他ポイント付与に疑義が生じた場合、当該ポイント付与に関する最終的な判断は当社が行うものとし、ユーザはこれに従うものとします。
4. 付与対象取引等が行われた場合であっても、次の各号に該当する場合には、ポイントの付与を行いません。
 - （1）登録に不正やその疑いがある場合。
 - （2）登録が削除されている場合。

(3) 本サービスの全部または一部の提供が中断もしくは停止されている場合。

第4条 (ポイントの利用・有効期限)

1. トレーダーは、自己の保有するポイントの全部または一部を利用することで、商品の交換やサービスの利用等を行うことができます。オブザーバーおよびオーナーは、ポイントを受け取ることはできますが、ポイントを利用することはできません。
2. 当社は、前項のポイント利用の対象となる商品の交換・サービス等を制限することや、ポイント利用に条件を追加・変更することがあります。
3. ポイントは、最後に変動(「変動」とはポイントの新たな取得または利用をいいます)した日から12か月間(変動した日を1日目とします)、新たに変動がなければ失効し、ポイントの交換・利用ができなくなりますので、ご注意ください。また、いかなる理由であっても、失効したポイントを復活することはできません。

第5条 (ポイントの取消)

ポイントが付与された後に、ユーザが当該付与にかかる付与対象取引等についてキャンセル、変更等を行った場合、またはシステムトラブル、不正利用、その他当社が想定していない方法でポイントが付与された場合、当社は当社の判断により付与されたポイントを取り消し、または変更することがあります。この場合、ユーザは、付与を受けたポイントの取り扱いについて、最終的には当社の指示に従うものとします。

第6条 (ポイントの確認・管理)

1. ユーザは、ポイントの残高等をマイメイト口座にて確認することができます。
2. ユーザは、自己の責任においてポイントを管理するものとします。
3. ユーザによる管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用によってユーザが受けた損害(第三者がポイントを利用したことによる損害を含みますが、これに限りません)については、当社は一切の責任を負いません。

第7条 (禁止事項)

ユーザは、本サービスの利用に関して、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 本規約または約款等に違反する行為。
 - (2) 当社に対し、その権利、利益、名誉を損ねる行為。
 - (3) 本規約の目的または方法に逸脱して、本サービスを利用する行為。
 - (4) ポイントを第三者に譲渡、貸与等をする行為または第三者に使用させる行為。
 - (5) ポイントを有償で第三者に譲渡する等の換金する行為またはそのおそれのある行為。
 - (6) ポイントの改ざんまたは解析をする行為。
 - (7) 当社システムに有害なコンピュータプログラムを送信する行為。
 - (8) 法令または公序良俗に反する行為またはそのおそれがある行為。
 - (9) その他当社が禁止または不相当と判断する行為。
2. 前項各号の行為にユーザが該当すると当社が判断した場合、当社は事前に通知することなく、

当該ユーザに対し本サービスの利用停止または登録の削除等の措置を行うことができるものとします。これにより当該ユーザに何らかの損害が生じたとしても、当社は責任を負わないものとします。

第8条（免責事項）

当社は、次に掲げる事項により生じるユーザまたは第三者の損害または損失等について、一切の責任を負わないものとします。なお、本条は例示的記載であり、免責対象となる損害または損失はこれらに限りません。

1. 通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関してユーザに生じた損害または損失。
2. 当社が提供する情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではなく、ユーザが当社から提供される情報又は分析に依拠した結果被る可能性のある直接的損害、間接的損害、派生的損害またはその他一切の損害または損失。
3. ユーザが本サービスを利用したことによる通常損害、特別損害、付随的損害、間接的損害、派生的損害、その他一切の損害または損失（逸失利益、機密情報、データもしくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、またはその他の金銭的損失を含みますが、これらに限定されません）。
4. その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生による損害または損失。

第9条（本サービスの中断・停止）

1. 当社は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、ユーザに事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中断もしくは停止することができるものとし、ユーザはこれをあらかじめ承諾するものとします。
 - （1）設備の移設、保守、点検または工事等のメンテナンス作業が生じたとき。
 - （2）通信回線、コンピュータ、その他本サービスを運営するシステムに障害が生じたとき。
 - （3）当社またはユーザもしくはその他第三者の利益を保護するためにやむを得ないとき。
 - （4）天変地異、その他不可抗力が発生したとき。
 - （5）本規約又は約款等に基づき、本サービスを中断または停止するとき。
2. 当社は、前項の中断または停止によりユーザに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて責任を負わないものとします。

第10条（本サービスの変更・終了）

1. 当社は、ユーザに事前に通知することなく、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（ポイントの廃止、ポイント付与の停止、付与対象取引等の変更を含みますが、これらに限りません）を行うことがあり、本サービスの全部または一部を終了することがあります。ユーザはこれらをあらかじめ承諾するものとします。
2. 次の各号の場合、ユーザはポイントの交換・利用ができなくなります。また、いかなる理由であっても、失効したポイントを復活することはできません。加えて、当社は、前項の変更ま

たは次の各号に依拠した終了によりユーザに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて責任を負わないものとします。

- (1) 当社が本サービスを終了する場合。
- (2) ユーザがマイメイトの口座を解約した場合。
- (3) ユーザが本規約または約款等もしくは関連法規に違反した場合。

第 11 条 (本規約の改定)

1. 当社は、本規約の全部または一部を改定することができるものとし、ユーザはこれをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、本規約の改定を行う場合、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更します。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ上で開示し、重要な変更については、書面またはメールをもってお客様に通知するよう努めます。
3. ユーザが、前項に規定する情報提供が行われた後に本サービスをご利用になる場合には、改定後の本規約が適用されます。

第 12 条 (電子メール等によるお知らせおよび情報案内)

1. 当社は、ユーザに対し、電子メール等を利用して、本サービスに関する重要なお知らせ（本サービスの追加、変更、中断、停止、終了等を含みますが、これらに限りません。）を送ることがあり、ユーザはこれをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、ユーザに対し、次の各号に掲げる情報を電子メール、ダイレクトメール等を利用して送ることができます。なお、ユーザは当社所定の手続きにて、電子メールによる当該情報の受け取りを停止することができるものとします。
 - (1) キャンペーンまたはイベントの情報、その他販促に関する情報。
 - (2) アンケート、その他本サービスに関する意見調査。

第 13 条 (付随サービス等)

当社が本サービスに付随して追加のサービスを提供する場合、当社は別途規定を定めることがあります。その場合、本サービスまたは追加サービスの利用に先立ち、ユーザは当該規定にも同意していただく必要があります。ユーザが当該規定に同意されない場合には、本サービスまたは追加サービスの全部もしくは一部を利用していただくことはできません。

第 14 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項が無効、違法または履行不能となったときは、それはいかなる意味でも本規約の他の条項に影響せず、有効性を損なわず、無効にしないものとし、また本規約の他の条項はすべて完全に有効とします。

第 15 条 (準拠法・合意管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京

地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

インヴァスト証券

2022 年 1 月 17 日